

呉医療センター・中国がんセンター
奨学金制度のご案内【平成29年度】

【内容】

(目的)

看護師養成所等に在籍する学生で、将来、独立行政法人国立病院機構呉医療センターで看護師として勤務する意志がある者に対して、授業料等の修学及び生活上の経費として貸付ける。

(奨学金の額)

1学年につき、年間60万円とします。

(貸与期間)

貸与期間は、奨学生になられた日の属する年度から看護師養成所等を卒業される年度(最長4年間)までの期間です。なお、奨学金は無利息です。

(貸与要件)

- ① 看護師養成所等に在籍していること。
- ② 卒業後、呉医療センターで常勤看護師として勤務する意志を有していること。
- ③ 勉学に意欲が旺盛で、心身ともに健全であること。
- ④ 保護者の収入が給与所得の場合787万円以下・給与所得以外の場合328万円以下であること。

【申請】

募集期間中に、奨学生申請書(別紙)に次の掲げる書類を添えて、呉医療センター管理課庶務班長に提出してください。

平成29年度の募集期間：平成29年4月17日～平成29年7月31日

(貸与の申請)

奨学金の貸与を希望される方は、下記書類を提出していただくことになります。

- 一 奨学金貸与申請書(別紙様式)
- 二 履歴書(別紙様式)
- 三 在学証明書
- 四 両親の所得証明書

【決定】

奨学生申請書に添付された書類による選考及び面接試験を実施し奨学生を決定します。面接試験の日時については、個別に連絡いたします。

呉医療センター院長は、奨学生を決定した場合は、「奨学金貸与決定通知書」を申請者に発行します。

奨学金貸与決定通知書を受理した申請者は、呉医療センター院長に対して速やかに「奨学生誓約書（別紙）」を提出してください。

なお、奨学生誓約書には、連帯保証人の署名（自筆）及び押印が必要です。

奨学金の貸与を希望される方は、連帯保証人（一定の職業をもち、かつ、独立した生計を有している者）1名が必要となります。

【貸与決定までの流れ】

- ① 応募必要書類 提出
- ↓
- ② 書類選考・面接
- ↓
- ③ 誓約書・振込口座依頼書の提出
- ↓
- ④ 指定口座に資金振込

【奨学金貸与の時期及び方法】

奨学金は、初回は決定後速やかに、以降は各年度の5月末日及び10月末日に、年額の2分の1に相当する額を奨学生の指定する銀行口座に振り込みます。

なお、新たな申請に基づく奨学生の決定は、前述の募集期間後に行いますので、初回の奨学金貸与は、奨学生誓約書の提出を受けた日の属する月の翌月末に、奨学生の指定する銀行口座に振り込むこととなります。

よって、在学校の授業料支払期日までに貸与ができない場合がありますのでご注意ください。

これは、先着順ではなく、成績優秀な者を奨学生とし、当該奨学生を呉医療センターの職員として迎えるという目的を達するための措置であることをご理解ください。

【資格の取り消し】

次の項目に該当した場合は、奨学生の資格を取り消されます。

- 一 自己都合により、奨学生を辞退したとき
- 二 自己の都合又は学則の定めるところにより看護学校等を退学したとき。
- 三 新たな学年に進級できないとき
- 四 その他奨学生が奨学金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

【返還の免除】

次のいずれかに該当するときには、奨学金の返還が免除されます。

奨学生が、看護師養成所等を卒業後、当院に常勤看護師として勤務され、引き続き奨学金貸与期間相当の期間勤務した時は奨学金の返還が免除されます。

ただし、1年以上勤務された場合には、1年につき1年間分の奨学金の返還を免除します。

【返還】

奨学生が、次の項目に該当した時は奨学金の全額を一括して返還していただくことになります。

- 一 奨学生の資格を取り消されたとき。
- 二 呉医療センターの職員採用選考の結果、不採用になったとき。
- 三 卒業当年に看護師免許を取得できなかったとき。

なお、期日指定の日までに返還しなかったときには、国立病院機構会計規程により延滞金を徴収する。

詳しいことにつきましては、お気軽に下記までご相談ください。
お待ちしております。

【お問い合わせ先】

国立病院機構呉医療センター・中国がんセンター

Tel.0823-22-3111 内線7800

事務部管理課 庶務班長まで